

鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程（以下「管理規程」という。）第1条第2項に基づき、情報セキュリティの維持向上のために本校の教職員が遵守すべき事項を定める。

2 この規程で定めるもののほか、前項に必要な事項は別に定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、この規程で定めるものを除き、管理規程の定めるところによる。

(禁止事項)

第3条 本校の教職員は、次の各号のいずれかに該当する行為又はその行為を助長する行為を行ってはならない。

- 一 機密性2情報又は機密性3情報の機密性を損なうこと。
- 二 可用性2情報の可用性を損なうこと。
- 三 完全性2情報の完全性を損なうこと。
- 四 権限のない管理区域又は安全区域に入場すること。
- 五 前各号のほか情報セキュリティ責任者が指定すること。

(情報セキュリティの管理)

第4条 本校の教職員は、管理規程第13条に基づいて情報セキュリティ責任者が定める次の各号に係る実施規程及び実施手順に従わなければならない。

- 一 情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示に係ること。
- 二 格付規則に従う情報の管理及び取扱いに係ること。
- 三 情報の公開及び非公開に係ること。
- 四 情報システムの管理及び運用に係ること。
- 五 学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に係ること。
- 六 経常的利用者に対する情報セキュリティ教育に係ること。
- 七 情報セキュリティインシデント対応に係ること。
- 八 情報システムの調達、ソフトウェアの開発及び情報資産に関連する業務の外部委託に係ること。
- 九 情報セキュリティ対策に関する違反行為及び例外措置に係ること。
- 十 情報及び情報の移送に係ること。
- 十一 前各号のほか情報セキュリティ責任者が指定する事項に係ること。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。